

令和5年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年6月22日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月22日 午前9時30分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	加 藤 裕 子
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	山 岸 美 登 利	6番	飯 田 雅 広
	7番	板 倉 浩 幸	8番	三 浦 知 将
	9番	吉 田 正 昭	10番	富 田 さ と み
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 推 進 策 室	室 長	小島 昌己		
	総 務 部	部 長	鈴木 敬	次 長 兼 税 務 課 長	鈴木 孝治
		安 心 安 全 課	綾部 健	総 務 課 長	藤下 真人
	民 生 部	部 長	不破 生美	住 民 課 長	戸谷 政司
		保 険 医 療 課	後藤 雅幸	健 康 推 進 課 長	小澤 有加
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎		
	上 下 水 道 部	部 長	伊藤 和光		
消 防 本 部	消 防 長	高塚 克己	予 防 課 長	山田 悌司	
教 育 委 員 局	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	舘林 久美	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩野 み代	書 記	荒木 慎介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第22号 蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第24号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第25号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第26号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第6 議案第29号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、令和5年第2回蟹江町議会定例会の最終日です。ご協力のほどよろしく申し上げます。

議員のタブレット及び理事者の皆様のお手元に総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会審査報告書並びに議会運営委員会報告書が配付してあります。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る6月14日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、改めましておはようございます。議会運営委員長の安藤洋一でございます。

それでは、早速、令和5年6月14日水曜日に行われました令和5年第2回6月定例会の第3回議会運営委員会の内容について報告をさせていただきます。

1、意見書の審議結果について報告いたします。

1、採択することになった意見書。これは該当はありません。

2、継続審議とすることになった意見書。これも該当はありません。

3、不採択とすることになった意見書。

ア、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。イ、インボイス制度の実施中止を求める意見書。

以上2点であります。

2、令和5年第3回9月定例会の日程について。

これは別添に資料がございますので、資料をご覧ください。

令和5年第3回9月蟹江町議会定例会の会期予定表であります。

8月25日金曜日、議会運営委員会を開催いたします。9月5日火曜日、議会の開会、そして全員協議会。6日水曜日、引き続き全員協議会を開催いたします。8日金曜日、常任委員会を開催いたします。13日水曜日、一般質問。14日木曜日、引き続き一般質問を開催いたし

ます。20日水曜日、決算審査。21日木曜日、引き続き決算審査を開催いたします。25日月曜日、議会の閉会となります。

3、その他。

1、諸般の報告について。

蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例に関する正誤の告示について、議長から諸般の報告を行っていただきます。

2、総務民生常任委員会の開催について。

6月14日水曜日の議会運営委員会終了後に、所管事務調査について打ち合わせを行うとなっている。これはもう行われました。

3、9月議会議案説明会の開催について。

日時は、令和5年8月16日水曜日、午前9時から、場所は3階の協議会室となっております。

報告は以上となります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

○議長 水野智見君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 「諸般の報告」をいたします。

令和5年3月定例会において議決した発議第1号の「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」に関する正誤の告示についてであります。

令和5年3月16日付公布した令和5年蟹江町条例第6号「蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例」の附則第3項中「令和5年蟹江町議会条例第6号」は、「令和5年蟹江町条例第6号」の誤りであることを令和5年6月15日付告示においてお示しいたしました。

以上、報告いたします。

○議長 水野智見君

日程第2 議案第22号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」

日程第3 議案第24号「蟹江町税条例の一部改正について」

日程第4 議案第25号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

を一括議題とします。

本3案は、総務民生常任委員会に付託されています。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 石原裕介君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○総務民生常任委員長 石原裕介君

総務民生常任委員会に付託されました3案件につきまして、去る6月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に、総務部に関する1案件、議案第24号の審査を行い、続いて、民生部に関する2案件、議案第22号、議案第25号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第24号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、改正要点の中で、e L-QR、地方税統一QRコードに対応したとあるが、どのようなことか。また、肉用牛の売却による事業所得の特例についての改正があるが、蟹江町内で該当者はいるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、地方税共同機構を利用した納税をするため、地方税統一QRコードを使用する。これにより、スマートフォンアプリや対応する金融機関であれば、全国どこでも納税が可能になる。肉用牛売却による事業所得に係る課税対象者は、町内にはいないという内容の答弁がありました。

次に、森林環境税が賦課される対象者はどのような方かという内容の質疑がありました。

これに対し、森林環境税は、住民税の均等割が課税されている方に賦課するという内容の答弁がありました。

次に、森林環境譲与税の基金への積立状況はどうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和元年度139万8,000円、令和2年度297万4,000円、令和3年度299万6,000円、令和4年度405万円を基金に積み立てた。令和4年度に基金を活用して、学戸小学校のロッカーおよび蟹江中学校のげた箱を整備したという内容の答弁がありました。

次に、固定資産税の特例対象となる大規模修繕のマンションとは、どのようなものなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに改修を行ったマンションに対し、1戸当たり100平方メートルを上限として、1年度分に限り3分の1を軽減する。また、建築後20年以上が経過していること、10戸以上のマンションで過去に大規模修繕工事を適切に行っていること、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていることという3つの要件を満たすことが条件であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、森林環境税の導入に伴い、規定の整備が行われるが、復興特別住民税の名前を変えただけの

ものである。国や温室効果ガス排出企業が負担すべきものを国民に押しつける形となり、住民税の所得割が非課税の方など、低所得者に一律の負担を強いるという問題点がある。森林環境税自体、反対の立場であり、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、今回の一部改正の内容は多岐にわたるが、全て国においても十分に議論が交わされ、税制改正が実施されたものである。国の税制改正の趣旨を酌み取り、町民が安心して暮らせる活力ある地域社会をできる限り効果的に、効率的につくっていくためには、町税の財源確保は重要であると考え、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第24号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、改正の内容はどういったものか。また、移動端末設備や多機能端末機はどのようなものなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現在、個人番号カードに搭載された電子証明書を利用者証明用電子証明書と表記している。関係法令の改正により、名称を利用者証明用電子証明書から個人番号カード用利用者証明電子証明書に改める。スマートフォンにも電子証明書の搭載が可能となったため、個人番号カードのほかに移動端末設備を新たに追加した。多機能端末機は、コンビニでタッチパネル操作する機械のことであるという内容の答弁がありました。

次に、スマートフォンによる住民票（正しくは、「住民票の写し」）などの取得はいつから可能になるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現在、期日は決まっていない。国の対応次第だが、年内をめどとしている。可能となる際には規則により定めるという内容の答弁がありました。

次に、住民票等のコンビニ交付について、トラブルの報告はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現在、報告はないという内容の答弁がありました。

次に、取得できる証明書の種類など、今後の見通しはどうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、これからの検討課題であるが、少しずつ増やしていければよいと考えるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法令の改正に伴うものであるが、個人番号を使い情報を取得することについて問題が噴出している。制度に不備がある中、普及を急いだ結果である。個人番号制度に対して反対の立場であるため、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、今回の条例の一部改正は、関係法令の一部改正に伴い、移

動端末設備用利用証明用電子証明書を利用して、多機能端末機で印鑑登録証明書を取得できるようにするために必要な改正である。問題点も多いが、改善しながらしっかりと進めていただきたいという気持ちも込めて、適正であると考え、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第22号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、今回の改正により、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられる。医療分を引き上げるのであれば、医療を分かち合えるので理解できるが、どのように認識しているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、被用者保険における標準報酬月額について、最高等級の方が全体の被保険者に占める割合は0.5%から1.5%にすると国が定めている。この基準を国民健康保険に照らすと、国民健康保険税を構成する基礎課税分、介護分、後期高齢者支援金分の3つのうち、基礎課税分と介護分は1.5%であるが、後期高齢者支援金分は2%となっている。この割合を1.5%に近づけるため、限度額を引き上げることで、全体に占める後期高齢者支援金分の割合を引き下げることを目指すものであるという内容の答弁がありました。

次に、今後、資産割をなくすことで、所得のみで限度額に達する被保険者は出てくるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、資産割をなくすことで、所得に応じた税負担となる。税率や限度額は、今年度の給付率を見ながら検討する課題であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第25号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 水野智見君

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第22号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉です。

議案第22号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例の一部改正ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備をする法律改正でございます。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードをスマホで利用し、証明書の交付を受けられることとなりますが、そのマイナンバーカードをめぐるトラブルが全国的に多発しております。

委員長の報告にあったとおり、蟹江町ではありませんが、全国的にこのトラブルの問題が多発しており、事実上の義務化を目指しながら不備のままカード普及を急いだ結果で、基本的に何が起きても国は責任を負いませんというマイナポータル規約にも明記しているのが現状です。そもそも個人番号に当初から私は反対であり、個人情報の漏えいを指摘してきました。デジタル後進国である日本が国民の個人情報を犯罪者から守れるかどうかは。到底思えません。

以上のように、議案第22号については反対をいたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は、「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、賛成の立場から討論申し上げます。

今回の条例の一部改正案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して、多機能端末機で印鑑登録証明書を取得できるようにするために必要な条例の改正であります。現在、マイナンバーカードにおいては様々な不具合が報道され、人々の信頼も揺らいでおります。一方で、政府は、国民に様々なメリットがあると発表しております。

そこで、私は、国民がメリットを十分享受できるよう、それらの不具合にしっかりと対応し、解決していただくことを強く要望して、本案に賛成といたします。

以上です。

○議長 水野智見君

他に討論はありますか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第3 議案第24号「蟹江町税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉です。

議案第24号「蟹江町税条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例の中に、森林整備及びその促進に要する経費として、森林環境税の導入に伴い、規定の整備を行うものがあります。地方自治体が新たに行う事務や事業の財源に充てるための森林環境譲与税として配分をされていきます。この税金は、2023年度末で期限切れとなる復興特別住民税の看板をかけ替えて取り続けるもので、森林の吸収源対策や公益的機能の恩恵を口実に、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべき負担を国民個人に押しつけるものであり、個人住民税の均等割に課税され、所得がなくても一律の額で課税される逆進性の高い税であります。低所得者の負担をさらに強めるとして大きな問題点も持ち、私有林のない都市部に多額の配分が行われることや、法人企業負担なしの制度であって、温暖化対策とも矛盾する問題点を抱えた制度内容になっていると考えます。森林を守り育てる予算は拡充をしながら、国やCO₂排出企業に負担をさせるべきであります。

以上のように、議案第24号「蟹江町税条例の一部改正について」、反対といたします。

○議長 水野智見君

次に、原案の賛成者の発言を許可します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は、「蟹江町税条例の一部改正について」、賛成の立場から討論申し上げます。

今回の蟹江町税条例の一部を改正する条例の主な内容は、森林環境税を個人住民税の均等割に併せて賦課すること、給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化、eL-QRに対応した様式の新設に伴う規定の整備、大規模修繕を行ったマンションのわがまち特例の新設、特定小型原動機付自転車の税率区分の規定の整備、不正を行ったメーカーから軽自動車税の不足額を徴収する際の加算割合の変更、軽自動車税のグリーン化特例の延長など、所要の措置をするもので、国におきましても十分議論を交わされ、税制改正が実施されたものであります。

蟹江町としましても、国の税制改正の趣旨を酌み取り、町民が安心して暮らせる活力ある地域社会をできる限り効果的、効率的につくっていくためには、町税の税源確保は重要なものと考えられます。よって本改正案については賛成といたします。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありますか。

(発言する声なし)

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第4 議案第25号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、総務部次長兼税務課長、住民課長、保険医療課長の退席と、健康推進課長、安心安全課長、消防本部予防課長の入場を許可します。

職員の入替のため、暫時休憩いたします。

(午前9時58分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時00分)

○議長 水野智見君

日程第5 議案第26号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

本案は、防災建設常任委員会に付託されています。委員長より審査結果の報告を求めます。
防災建設常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○防災建設常任委員長 吉田正昭君

それでは、防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る6月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第26号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、町内にはどれだけの充電設備があるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、急速充電設備が5基、普通充電設備が14基、合わせて19基の充電設備があるという内容の答弁がありました。

次に、急速充電設備と普通充電設備の違いは何かという内容の質疑がありました。

これに対し、出力で区分する場合、10キロワット以上のものが急速充電設備、10キロワット未満のものが普通充電設備であるという内容の答弁がありました。

次に、急速充電設備の出力上限を撤廃するのはなぜかという内容の質疑がありました。

これに対し、電動バスや電動トラックなど、大型の電動自動車の普及を見据えて、200キロワットという出力上限を撤廃するという内容の答弁がありました。

次に、急速充電設備の設置にあたり、消防署への届け出は必要かという内容の質疑がありました。

これに対し、出力が50キロワットを超える急速充電設備を設置する際には届け出が必要であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第26号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今、委員長報告があつたんですけれども、主に急速充電、充電器等だったんですが、ちょっと委員会の中で質問等あつたのか、ちょっとその辺で確認で、喫煙所の、今回あります。

これを、喫煙所の表示とした標識について設置、部屋の、専用室の設置で、設置されている場合、設置しなくてもいいとあるんですけれども、この辺について、たばこ吸う人側なのか、吸わない人側なのか、健康推進法の関係もあると思うんですけれども、その辺の話は具体的にはなかったんでしょうか。

○防災建設常任委員長 吉田正昭君

喫煙所については、若干の質疑はありましたが、たばこを吸う人が今少ないので、あまり問題視されなくて、あまり答弁というのか、どういうのか、ちょっと理解しづらいところもあったんですが、取りあえず担当のほうから答えていただきたい。もう一度、委員会でも答弁があったと思いますが、もう一度答えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○予防課長 山田悌司君

先ほどの件についてお答えさせていただきます。

こちらの改正は、平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設については一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要になりました。

火災予防条例についても、火災予防の観点から、喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するための規定が改正されました。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

答弁いただいたんですけれども、今の件でいくと、室内にある専用の喫煙室の場合に喫煙の表示をするという捉え方でよろしいんですかね。

○予防課長 山田悌司君

先ほどの質疑にお答えさせていただきます。

この改正は、火災予防条例で求めておいた喫煙所の標識をなくすことによりますが、喫煙所においては、健康増進法において新たに標識のほうが定められておりますので、そちらに対しては、標識のほうは今までどおり必要になってまいります。

屋外については必要ございません。屋内については必要でございます。

以上でございます。すみませんでした。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(なしの声あり)

他にないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第6 議案第29号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

若干ちょっとお聞きします。

今回、大幅なものは、初日にも聞いたんですけれども、録音電話機能、そのほかに、いつもお尋ねするんですけれども、委託料があります。これ結構大きな金額で、国からも630万3,000円入ってきますけれども、デジタル基盤改革支援補助金で入ってきて、住民情報管理事業で委託されているんですけれども、その辺の、もうちょっと細かくお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉議員の委託料、また支出におきまして、標準準拠システムの対応委託料について、どういったものかというご質問をいただいたと思いますので、ご答弁させていただきます。

こちらにつきましては、国のDX推進計画において重点取り組み事項の一つであります標準システムの標準化、共通化を実現させるために行うものであります。現行システム、蟹江町が住基情報を取り扱っておりますシステムと、国が示します標準仕様書というのがあります。こちらについては、令和7年度で完了する事務となっております、そちらの仕様書を一致させるために、蟹江町の今使っているシステムと国が示している標準仕様書が合っているかどうかのシステムの改修をさせるために行う事業となっております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

今の答弁でいくと、国と地方自治体、蟹江町が情報をそれぞれ出していたのを、それぞれやっていたんか。で、それをもう完全に一体化して、一元化する。そうなってくると、国がもうやっていくんですか。その辺、補足でお願いします。

○総務課長 藤下真人君

こちらにつきましては、標準システム、住基情報等取り扱っている民間会社が、様々な民間会社が使っておりますので、国が示す標準仕様書というのを示すことによって、民間の会社が統一のものをつくっていくという考え方になりますので、情報を一元化すること

ではなくて、今システムの中の仕様書がばらばらになっているので、それを一本化するというものにしております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

今まで、いろんなシステム改修ありますよね、毎回のように本当に莫大な金額の。それが最終的に統一、いろんなところがあって、それが大体一致できれば、費用的に削減はできていく方向ですか。

○総務課長 藤下真人君

想定としては、一本化されているいろんな民間会社が統一のものを取り扱っていくという考え方になりますので、どれだけ下がるかというところは分からないんですけども、実際の話、システムエンジニアが触っていく人件費等もありますので、どれくらい下がってくるかということはちょっと見込めませんが、想定としては下がると考えております。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第7 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び審査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務

調査及び審査に付することに決定しました。

○議長 水野智見君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で令和5年第2回蟹江町議会定例会を閉会します。

(午前10時14分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長 水野智見

3番議員 志治市義

4番議員 石原裕介